

Weekly Report



事務局：460-0003

名古屋市中区錦1-13-19
名錦ビル7F

TEL：052-211-3803

FAX：052-211-2623

MAIL：2760_nagoya@mizuho-rc.jp

URL：http://www.mizuho-rc.jp/

創立：1980年(昭和55年)1月10日

会長：堀 慎治

幹事：田中 宏

クラブ委員長：榎田 篤弘

例会日：毎週木曜日PM12:30～

会場：ヒルトン名古屋

2021-22年度

名古屋瑞穂ロータリークラブ

会長のテーマ

「瑞穂ロータリークラブを理解し、
瑞穂ロータリークラブライフを楽しもう」

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-22年度

国際ロータリーのテーマ

奉仕しよう

みんなの人生を豊かにするために
(SERVE TO CHANGE LIVES)

第2003回例会

～水と衛生月間～

クラブテーマ：「熱田の杜・友愛・気品」

2022年4月14日(木) 曇・雨 第34回例会

司会：本多誠之 会場委員長

斉唱：「それでこそロータリー」「四つのテスト」

ゲスト：一般社団法人全国相続鑑定協会 執行役員 佐々木広美さん

直前会長挨拶

湯澤信雄直前会長

皆さんこんにちは。今日は、堀会長がお休みであることは以前から周知であり、原田副会長が会長挨拶をする。ということで決まっておりましたが、急遽今日の11時ぐらいに原田副会長より電話があり、「咳が出て少し熱があるので欠席する」ということで私がお挨拶することになりました。久しぶりにドキドキしております。まだまだコロナも下げ止まりですので、皆さんご自愛ください。ちなみに原田副会長は、抗原検査では陰性、との事です。一昨日のゴルフ例会では、鈴木健司さんが排水溝に足を取られ骨折したと聞きました。私の周りでも病人が多く、非常に仲の良い友人も難病の紫斑病にかかり、私の同級生も人間ドックでぶし大ぐらいの大動脈瘤が見つかり、大手術になったということでございます。今日も出席は少ないですが、皆さん身体に気をつけて、次週以降たくさんの方々の元気な姿を見たいと思っております。



原田副会長より、お話される予定だった内容を伺ってきましたので要約させていただきます。ニコボックスについてお話させていただきます。日本でニコボックスが出来たのは、昭和10年東京ロータリークラブだそうです。世界中どの国のロータリークラブでもあるものではなく、日本が一番盛んであるということでございます。皆さん御承知だと思いますけれども、ニコボックスは何か良いことがあった時、心温まることがあった時、感動することがあった時などにも、記念して喜んで差し出す、ニコニコ笑って何かしらの浄財を入れるものであって、強制的要素のないものでございます。その名の通り会員、ご家族、事業等のお祝い事の行事などの喜びを分かち合うものであります。それと何かに失敗した時も苦笑しつつ、例会を賑わせて親睦を深めることを目的としています。

しばらくニコボックスをしていない方や、入会3年未満の皆様は、コロナ禍で例会が思うように開催されておられませんので、ニコボックスをいつしたら良いか分からないこともあると思いますが、ぜひ「今日こんなことがあった」ということで結構ですのでニコボックスをいっぱいいただき、ニコボックス披露の楽しい時間を過ごしてください。以上、挨拶を終わります。

・先日の家族会では関係の委員会には大変お世話になりました。お陰様で楽しい一日を過ごすことが出来ました。感謝!

野崎 洋二さん

・先日は春の家族会、皆様が大変お世話になりました。楽しかったです。

大嶽 達郎さん

・家族会では大変お世話になりました。

鳥山 政明さん

・家族会(志摩観光ホテル)で家族が大変お世話になりました。楽しい思い出が増えました。いつもありがとうございます。

星野 一郎さん

・野球部 練習始まりました甲子園楽しみです。

今川 知也さん

・野球部の活動が始まりました。ケガの無いように楽しくがんばりましょう。

杉山 裕一さん

・甲子園楽しみです。

榎田 篤弘さん

・甲子園とても楽しみにしております。

渡邊 将之さん

・みなさんこんにちは。ゴルフむずかしいですね。

内藤 晶文さん

幹事報告

大嶽達郎クラブ奉仕委員長

- ・4/17(日)地区研修・協議会が名古屋国際会議場で、11:30より受付となります。既に集合場所のご案内は致しました。昼食を取られない方は12:50にご案内した集合場所にお越しください。関係各位はご参加お願いします。
- ・次週、4/21(木)13:40～ヒルトン4Fにて新旧理事会・クラブアッセンブリー・第10回理事会があります。関係各位は宜しくお願い致します。また、11:30～友好クラブ台北延平RCとのZoom懇談会を行います。関係各位は11:15くらいには会場へお越しください。
- ・4/21(木)19:30～熱田RAC例会が「ウイニングあいち」で行われます。担当は、山口さんです。宜しくお願い致します。
- ・4/23(土)は、既にご案内しておりますWFF例会となります。集合はエディオン久屋広場、時間は、12:30集合となっております。特に欠席は取ってありませんが、ご参加お願いします。
- ・4/28(木)・5/5(木)は、R規定により、休会となります。

4月誕生日おめでとう

鈴木 伸一さん 北岡 寿人さん 近藤 茂弘さん
星野 一郎さん 杉江 建亮さん

出席報告

新見光治出席委員長

会員69名 出席44名 (出席計算人数53名)

出席率 73.3%

ニコボックス

新見光治ニコボックス委員長

- ・4月1日より、草野法律事務所は法人化しました。今後ともよろしく申し上げます。なお、星野さんに知恵をお借りしました。ありがとうございました。 平野 好道さん
- ・今日は業界団体の講習会で講師を仰せつかり、例会をお休みさせていただきます。ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願いします。 田中 宏さん

委員会・同好会報告

ゴルフ部会4月度 (424回)

開催日:4月12日(火)

愛知カンツリー倶楽部 東山コースにて第422回ゴルフ部会が開催されました。

氏名	グロス	HDCP	ネット
優勝 鳥山 政明さん	89	13.6	75.4
2位 長野 義明さん	87	11.6	75.4
3位 長瀬憲八郎さん	99	22.2	76.8

次回は、第425回5月ゴルフ例会は

5/13(金)名古屋ゴルフ倶楽部 和合コースにて開催されます。

本日は貴重なお時間頂きましてありがとうございます。今日は、経営者が知っておきたい家族信託の事例という事でお話させて頂きます。

まず、簡単に自己紹介を。弊協会は東区代官町に事務所がございます。緑区に事務局を構えております。理事、顧問には税理士、司法書士、弁護士、建築士、宅建士、FP士、FPがおります。事業目的は人の思いや財産を適正に円滑に次の世代へ承継する。相続に関する鑑定をする為に相続鑑定士を普及させるという2つです。この人の思いや財産を適正に次の世代へ継承する方法として今日は家族信託(民事信託)の制度のお話をさせて頂きます。また弊協会であります全国相続鑑定協会は、土業のための相続コンサルティング教育事業を推進しておりまして相続鑑定士の普及にも力を入れております。

本日の概要は、Ⅰ、民事信託(家族信託)制度、青年後見制度、遺言とは。Ⅱ、家族信託から学べる事。Ⅲ、誰に相談すれば良いのか、です。まず始めに、認知症と判断されるとほとんどの契約行為ができなくなります。その場合には青年後見制度を利用し後見人がつく場合がありますが、後見人がつくとならば原則売却行為ができなくなります。また後見人がつくとならば毎月後見人に費用を払う事にもなります。仮に月3万円払うと年間36万。後見人がついてから10年間後に亡くなったとすると360万円の費用を後見人に支払うという事になります。後見制度は一度申請すると途中で辞める事はできません。家族信託制度を活用する事でこれらの問題を解決する事ができます。家族信託は、信託契約を作成しそれを公正証書にする必要があります。ちなみに、遺言書の普及は法務省の調査によりますと、55歳以上で公正証書遺言を作成した事のある人は3.1%です。今日のこの会場内に50名の方がいたとすると約1.5人ほどの人しか遺言書を作成した事が無くなります。家族信託制度を利用している方はもっと少ないと思われまます。また、事例からも知って頂けると思いますが、遺言は1世代限りの継承ですが、家族信託を使うと2次、3次と継承を続ける事ができます。この点は非常に興味深い点です。是非今日は事例を通してご自身に家族信託制度を利用できるかもしれないという気付きをお持ち帰り頂きたいと思っております。それは、実際の信託事例を見ていきましょう。

【①実家の空き家売却】

認知症になる前に母と長男が信託を組み認知症になってしまった後の母の不動産売買契約を本人に変わって長男が行う事ができるというものです。信託の用語で立場を説明しますと、委託者母、受託者長男、受益者母となります。これは信託の基本中の基本で、この契約が信託の中では一番多いタイプのものかもしれません。

【②不動産管理をしっかりした者に託す】

収益物件において、入居者との賃貸契約や仲介会社との管理契約、リフォーム、融資の借りかえ、修繕、建て替えなど所有している不動産が凍結しない為に信託を組みます。この事で不動産を所有している父親の収益物件が凍結される事なく託された長女が代わりに不動産を管理する為の契約行為を行う事ができます。委託者父、受託者長女、第一受益者父、第二受益者姉妹、という形です。

【③家系に財産を継いで欲しいケース】

子供さんのいない夫婦で夫が先に亡くなった後自宅の土地建物を妻に相続させた後妻が亡くなるとその不動産は妻の家系(夫の後に妻が亡くなった場合は妻の姉妹が相続する事になる)に行ってしまう。この夫婦の夫が例えば長男で夫の家系(姪や甥)に相続させたい場合には、一次受益者を夫、第二受益者を妻にする事で、妻が亡くなった後は甥に相続させる事を信託契約に記載する事で、この事は可能になります。通常の遺言だけではこの内容は実行出来ません。先にお話しましたように遺言書は1次相続までの約束事です。妻に不動産を相続させるという約束で終わりです。これらの不動産が会社ビルや工場、会社の駐車場などの場合にも活用できます。契約ですの

で、事前に自分の意志を表明出来ます。また受託者である甥が仮に不動産の売却をする可能生があるかもしれないと心配の場合には信託契約に売却不可能とする事もできますので、子供の居ない夫婦の妻は、夫が亡くなった後でも安心して自宅での生活を続ける事ができますし、夫も自分の家系に不動産を継承させる事ができるので妻も家系も守る事ができます。

【④再婚同士の財産】

これは③と似ていますが、再婚同士の二人にそれぞれ子供がいた場合です。また再婚の形をとっていても婚姻届けを出さないパターンもありますので、パートナーに安心して夫が亡くなった後も自宅に住み続けさせる為に信託契約が必要です。委託者夫、受託者夫の子供、第一受益者夫、第二受益者パートナー、パートナー死亡後夫の子供が最終相続するように信託契約を決めておくことができます。これも遺言書では決められません。家族信託で契約書を作成することでできる事です。

【⑤事業用定期借地物件契約の更新の対策】

事業用定期借地の新法案設立が平成4年8月1日です。事業用定期借地は必ず公正証書による契約書が必要です。契約期間は30年～50年で設定可能ですので、法案設立の時期から考えると近年、更新の行為が増えてくる時期になります。特に、コンビニ、ドラッグストアなどに貸している地主がこの契約更新の時期をこれから迎える方が多くなると思います。認知症では公正証書が作成できませんので契約更新にトラブルが発生する場合があります。これも委託者母、受託者息子、第一受益者母で信託を組む事で契約更新を母に代わりに息子が行う事ができます。

【⑥障害のある子に財産を残したい】

夫婦には、障がいがある子がいます。お金の面で安心させるためにアパートがあるので、その子のために遺言を書いて、その子にアパートを渡したいと思っております。

夫婦が元気なうちはアパートの管理は大丈夫ですが、亡くなった後が心配です。障がいのある長男では管理ができそうにありません。長女は面倒見がいいので、アパートの管理を任せられそうです。この場合、不動産所有者の父が委託者、不動産管理を行う長女が受託者。第一受益者は父、第二受益者は妻、第三受益者が長男。長男が亡くなった後は長女又は長女の子が相続する事にしておけば、障害のある長男でも自分が生活する費用を自分の賃貸収入でまかなう事ができる形になります。家賃収入から、長女へ信託管理費用として管理料を支払う事もできます。

このような事例より、認知症対策だけの信託制度ではなく、2代、3代に渡っての継承の意志表示をすることもできます。遺言ではできない事を家族信託で作っていく事ができます。信託と遺言を組み合わせる事もできます。

家族信託を設計するときは、主に司法書士に相談する事が多いのですがトータル的に考えたときには、税理士、弁護士ともチームで組成する必要があります。

契約内容の確認もそうですが、税務の側面からも総合的に見る必要があります。弊協会は相続鑑定士を通してチームでこの家族信託(民事信託)の普及にも努めています。このようなしくみがあることを多くの方に知って頂き、スムーズな事業継承や不動産相続をご提案できればと思っています。

今日は皆様のためになるかどうかというところでしたが、一つでも外部から情報を入手していただけてお役に立てていただければと思います。本日は短い時間でしたがありがとうございました

例会のご案内

■今週の卓話 4月21日(木)

テーマ：中国人が日本に来て驚いたこと！
卓話者：米山奨学生 周 軒さん

■次 週 4月23日(土) WFF

場所：エディオン久屋広場

4月28日(木) R規定により休会

■次々週 5月5日(木) R規定により休会